社会福祉法人明照園指定通所介護事業・第1号通所事業運営規程

　（事業の目的）

第１条　社会福祉法人明照園が開設する指定通所介護事業所・第1号通所事業所が行なう指定通所介護事業・第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は事業対象者の状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・第1号通所事業を提供することを目的とする。

　（運営方針）

第２条　 事業所の事業者は、要介護者・事業対象者等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2　事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3　事業の運営にあっては、正当な理由なく指定通所介護・第1号通所事業の提供を拒まない。

4　事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護・第1号通所事業を提供することとする。

5　事業所は、利用定員を超えて指定通所介護・第1号通所事業の提供を行なわない。

　（事業所の名称及び住所）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

　　　　(1)　名　称　　　デイサービスセンター明照園

　　　　(2)　所在地　　　熊本県天草市久玉町1273番地1

　（従業者の職種、員数）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

　　 　(1)　管理者　　　　1名（兼務可）

　　　　(2)　生活相談員　　1名以上（うち数名が当該事業所の他職種と兼務）

　　　　(3)　介護職員　　　4名以上（うち数名が当該事業所の他職種と兼務）

　　　　(4)　看護職員　　　1名以上（うち数名が当該事業所の他職種と兼務）

　　　　(5)　機能訓練指導員　　1名（うち数名が当該事業所の他職種と兼務）

2　前項に定めるものの他、必要がある場合は、員数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職員の職務内容）

1. 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

　　　　(1)　管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

　　　　(2)　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練

等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して、その内容等について説明する。又通所介護計画を作成するに当っては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成することとする。

　　　　(3)　職員は、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行なうこととする。

　　　　(4)　生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は、家族に対して、相談援助等の生活指導にあたる。

(5)　介護職員は、利用者の介護にあたる。

(6)　看護職員は、利用者の健康の状態に注意すると共に、健康保持のために適切な措置をとる。

(7)　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。

　（営業日及び営業時間）

1. デイサービスセンターの営業日及び営業時間は次のとおりとします。

　　　　(1)　営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日、翌年1月1日、毎週水曜日を除く。又、国民の祝日が月曜日から土曜日の間にある場合は営業とする。

　　 　(2)　営業時間は、午前8時00分から午後5時30分までとする。

　(3)　サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時10分までとする。

（利用定員）

第７条　事業所の利用者の定員は1日35名とする。

　（介護の内容）

第８条　指定通所介護事業・第1号通所事業の介護内容は以下のとおりとする。

(1)　日常生活上必要な介護等の支援を行ないます。

(2)　相談、援助等の生活指導を行ないます。

(3)　各種機器を使った機能訓練とその他必要なサービスを行ないます。

(4)　食事のサービスを行ないます。

(5)　入浴（特浴を含む）の介助サービスを行ないます。

(6)　送迎のサービスを行ないます。

２　事業所は、指定通所介護の提供を求められたときは、利用者の被保険証により、被保険証資格と要介護・事業対象者等認定の有無、認定区分と要介護等の有効期間を確認する。

　　３　サービスの提供開始時に、運営規程の概要等の重要事項について利用申込者等に文書で交付・説明を行い、書面で利用申込者の同意を得ることとする。

　　４　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬公示上の額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

　　５　事業所は、前項の支払を受ける額の他、次の各号に揚げる支払を利用者から受け取り事ができる。

　　　　(1)　利用者の選択により、通常の実施地域以外に居住する利用者に対する送迎に要する費用

　　　　　　事業実施地域を越える地点からの距離に応じて1ｋｍあたり往復20円

　　　　(2)　食費代　　　　400円

　　　　(3)　おむつ代　　　実費負担とする。

　　　　(4)　前号に掲げるものの他、通所介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用として国が定める額とする。

　　６　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。

　　７　事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受ける場合は、提供した指定通所介護・第1号通所事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、牛深町、久玉町、深海町、魚貫町、二浦町、河浦町（路木・久留・

白木河内地域）とする。（朱字部分を削除する）

　（サービス利用に当っての留意事項）

第10条　利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

　　　 　(1)　管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。

　　 　　(2)　指定された場所以外で火気を用いてはならない。

　　 　　(3)　その他管理者が定めること。

　（緊急時等における対応方法）

第11条　職員は、指定通所介護・第1号通所事業の実施中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行なう等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

　　 ２　利用者に対する指定通所介護・第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じることとする。

　　３　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第12条　非常災害に備えて必要な設備を儲け、消防、避難に関する計画を作成する。

　 　 ２　非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は、避難、救出その他必要な訓練を行なう。

　（職員研修）

第13条　事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、事業体制を整備する。

　　　　 (1)　採用時研修　　　採用後3ヶ月以内

　　　 　(2)　継続研修　　　　年2回

（勤務体制の確保等）

第14条　　事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるものとする。

　　 　２　事業者は、事業所の従事者によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

　３　事業所は、従事者の資質向上のため研修の機会を設けるものとする。その際すべての職員（看護師、准看護士、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

　 ４　従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

　　 　(1) 採用時研修　　採用後３ヶ月以内

　　 　(2) 継続研修　　　年５回以上

　　 　　５　事業所は、適切な指定通所介護事業・第1号通所事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（衛生管理等）

第15条　　事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行なう。

　　　　　 ２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

　　　　　　（2） 事業所における感染症及びまん延の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（業務継続計画の策定等）

第16条　　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護・第1号通所事業所の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

　　 　　 2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

　　　 　3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第17条　　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

　　　　　　（1）　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、当該職員に周知徹底を図ること。

　　　　　 　（2）　当該事業所における虐待の防止のための指針（高齢者虐待防止マニュアル）を整備すること。

　　　　 　　（3）　当該事業所において、当該職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

　　　 　　（4）　前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（主任）を置くこととする。

　（秘密保持）

第18条　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

　　 ２　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員で無

くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（その他運営に関する留意事項）

第１9条　この事項に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人明照園と事業所の管理者が協議して定める。

　　 ２　事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護サービス・第1号通所事業を提供することが困難であると認めた場合、他の指定通所介護事業者の紹介、その他必要な措置を講ずるものとする。

　　 ３　事業所は、指定通所介護・第1号通所事業を提供した際には、当該指定通所介護・第1号通所事業の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他の必用な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載することとする。

　　 ４　指定通所介護・第1号通所事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

　　　 　(１)　正当な理由なしに指定通所介護・第1号通所事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

　　　 　(２)　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

　　 ５　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

　　 ６　事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対賞として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

　　 ７　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

　　 ８　事業所は、利用者に対する指定通所介護・第1号通所事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

　（その他の規程）

第20条　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人明照園と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　　附　　則

　この規程は、平成１2年4月1日から施行する。

　この規程は、平成１5年2月1日に一部改定し施行する。

　この規程は、平成１7年10月1日に一部改定し施行する。

この規程は、平成１8年4月1日に一部（介護予防通所介護事業）追加し施行する。

この規程は、平成１9年4月1日に一部（第9条）を改定し施行する。

この規程は、平成20年4月1日に一部（第6条）を改定し施行する。

　この規程は、平成21年4月1日に一部（第9条）を改定し施行する。

この規程は、平成23年11月1日に一部（第６条第３項新規追加）を改定し施行する。

この規程は、平成24年4月1日に一部（第６条第３項）を改定し施行する。

この規程は、平成27年4月1日に一部（第15条第8項）を改定し施行する。

この規程は、平成27年8月1日に一部（第8条第4項）を改定し施行する。

この規程は、平成30年4月1日に一部改定し施行する。

この規程は、令和3年1月1日に一部（第6条）改定し施行する。

この規程は、令和5年4月1日に一部（第4条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条）改定及び追加し施行する。

この規程は、令和5年10月1日に一部（第6条、第9条）改定し施行する。